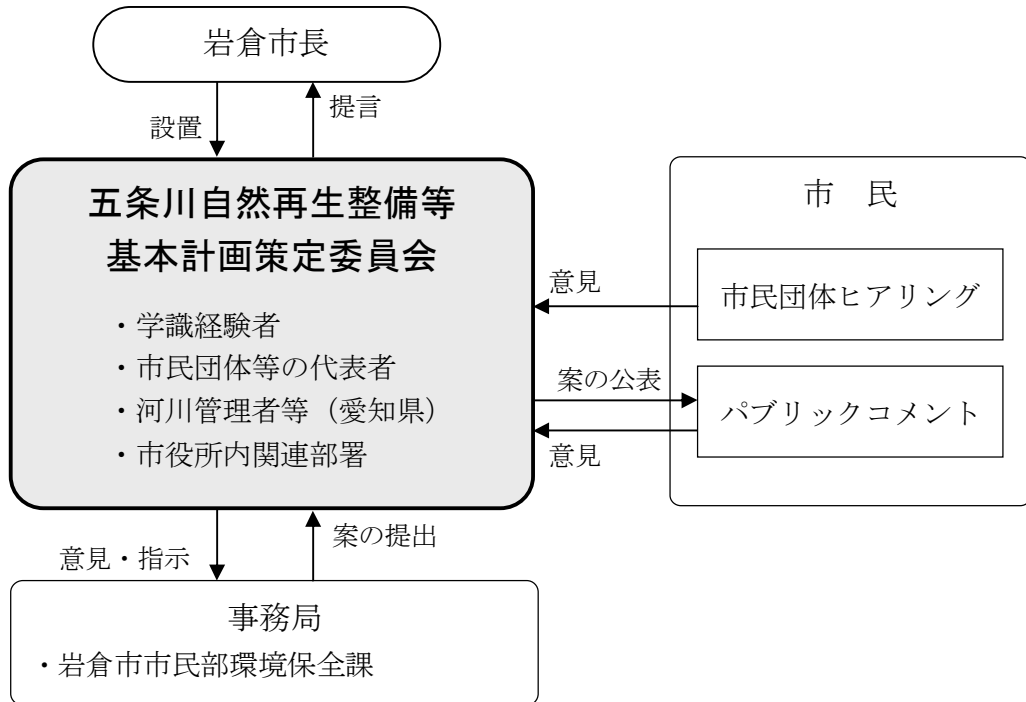


資料編

1 五条川自然再生整備等基本計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定においては、『五条川自然再生整備等基本計画策定委員会』を設置して、市民団体などの意向を踏まえるとともに、学識経験者からの専門的知見を取り入れ、また、行政内部や河川管理者などと連携や調整を図りながら行った。



2 五条川自然再生整備等基本計画策定委員会

(1) 五条川自然再生整備等基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五条川自然再生整備等基本計画を策定するにあたり、市民団体などの意向を踏まえるとともに、学識経験者からの専門的知見を取り入れ、また、河川管理者や行政内部との連携や調整を図りながら計画作りを円滑に推進するため、五条川自然再生整備等基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 五条川自然再生整備等基本計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関連する環境施策に必要な諸事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 愛知県の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から五条川自然再生整備等基本計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて、オブザーバーとして委員以外のものを出席させることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、市民部環境保全課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(2) 五条川自然再生整備等基本計画策定委員会開催概要

回	日時	内容
第1回	平成24年8月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱 ○市長あいさつ ○委員紹介 ○策定委員会設置要綱の説明 ○委員長、副委員長の選出 ○委員長・副委員長あいさつ ○議題 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景と目的 ・五条川の概況
第2回	平成24年10月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○五条川沿川の現地見学 ○意見交換
第3回	平成25年1月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回策定委員会の意見と対応について ○五条川の現状について <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の活動と意向の把握 ・現行計画の進捗と課題の整理
第4回	平成25年8月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の進め方 ○第3回策定委員会の意見と対応について ○五条川の整備計画について <ul style="list-style-type: none"> ・整備の基本理念・方針と施策展開 ・重点プロジェクト
第5回	平成25年10月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回策定委員会の意見と対応について ○第2次計画モデル地区の整備方針について ○五条川の整備計画について <ul style="list-style-type: none"> ・施策、重点プロジェクト ・計画の実現方策について
第6回	平成25年12月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回策定委員会の意見と対応について ○計画(案)のとりまとめについて ○パブリックコメントについて
第7回	平成26年2月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回策定委員会の意見と対応について ○パブリックコメントの意見と対応について ○計画のとりまとめについて

(3) 五条川自然再生整備等基本計画策定委員会委員名簿

区分	団体名	役職名	氏名	備考
学識経験者	名古屋工業大学 大学院工学研究科	教授	秀島 栄三	委員長
	日本福祉大学 国際福祉開発学部	教授	千頭 聡	副委員長
市民団体の 代表者	岩倉の水辺を守る会	会長	奥田 信夫	
	岩倉ナチュラルリストクラブ	副会長	齋竹 善行	
	岩倉五条川桜並木保存会	会長	丹羽 喜代之	
愛知県の職員	一宮建設事務所 河川整備課	課長	田宮 睦雄 (近藤 朗)	平成25年4月より (平成25年3月まで)
	尾張県民事務所 環境保全課	課長	酒井 秀雄 (鎗谷 武)	平成25年4月より (平成25年3月まで)
市の職員	市民部	部長	奥村 邦夫 (古田 幸)	平成25年4月より (平成25年3月まで)
	建設部	部長	八木 和彦	
	建設部商工農政課 商工観光グループ	主幹	伊藤 新治	
	建設部都市整備課 整備グループ	主幹	西村 忠寿	
	建設部上下水道課 下水道グループ	主幹	隅田 昌輝	
オブザーバー	愛知・川の会 (日本河川協会愛知県支部)	会長	近藤 朗	平成25年4月より

3 市民等の意向把握

(1) 活動団体ヒアリング

① 調査の対象

- 岩倉の水辺を守る会
- 岩倉ナチュラリストクラブ
- 岩倉五条川桜並木保存会
- 東町ボランティアクラブ「みどりの風」

② 調査の概要

- 調査の日時：平成 24 年 12 月 20 日（木）
- 調査の内容：
 - ・各団体の現状について
(活動の現状、活動の問題・課題、今後の活動の展望)
 - ・五条川の現状について
(保全・継承したい点、改善したい点、不足している点、活動の現状)
 - ・五条川の魅力づくりについて
(市民等の活動への参加の促進、五条川の利活用)

(2) パブリックコメント

① 実施概要

- 実施日時：平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 1 月 23 日（木）
- 公表方法：市役所（環境保全課、情報サロン）と市ホームページでの閲覧
- 提出方法：直接持ち込み、郵送、FAX、市ホームページからの投稿フォーム

② 結果概要

- 募集結果：11 件（6 名）

意見内容	意見数
・五条川の護岸、堤防等について	3 件
・五条川沿川について	3 件
・大市場橋南、竹林公園周辺の整備イメージについて	2 件
・桜の植樹について	1 件
・計画の名称について	1 件
・他自治体との連携について	1 件